

1 計画策定の趣旨

我が国の年間自殺者数は、1998年(平成10年)に急増し3万人を超えて推移しました。その後、2010年(平成22年)から減少に転じましたが、依然として年間2万人以上の方が自殺で亡くなっており、自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数をいう。)は、主要先進7か国の中で最も高い状況が続いています。

国は、2006年(平成18年)10月に自殺対策基本法(以下「基本法」という。)を制定し、翌2007年(平成19年)6月には自殺総合対策大綱(以下「大綱」という。)を策定し、国を挙げて自殺対策を総合的に推進しています。

2016年(平成28年)4月には基本法を一部改正し、翌2017年(平成29年)には大綱の見直しを行い、「いのち支える自殺対策」という理念の下、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すこととされました。

札幌市においては、年間自殺者数が全国と同様、1998年(平成10年)に急増して400人を超え、長らく高止まりが続いていましたが、2012年(平成24年)から減少に転じ、2017年(平成29年)は319人となりました。しかしながら、自殺者が年間300人を超えており、かけがえのない命が、日々自殺に追い込まれています。

この間、札幌市は、2008年(平成20年)8月に関係各局の部長職で構成する「札幌市自殺予防対策庁内連絡会議」、翌2009年(平成21年)7月には副市長を委員長とした関係各局長で構成する「札幌市自殺総合対策推進会議」を設置して、全庁を挙げて自殺対策を進めています。

また、2010年(平成22年)3月に「札幌市自殺総合対策行動計画(2009年度～2013年度)」(以下「第1次計画」という。)、2014年(平成26年)3月に「第2次札幌市自殺総合対策行動計画(札幌ほっとけない・こころのプラン)(2014年度～2018年度)」(以下「第2次計画」という。)を策定し、各部署が連携しながら自殺対策を総合的に推進してきました。

2016年(平成28年)11月には、今後の自殺総合対策の在り方について「札幌市精神保健福祉審議会」に諮問しました。同審議会では、自殺対策に取り組む関係者で構成する専門部会を設置し、長時間の議論が重ねられた結果、2018年(平成30年)4月に市長あてに答申が手交され、札幌市の実情に即した具体的な対策案が提言されました。

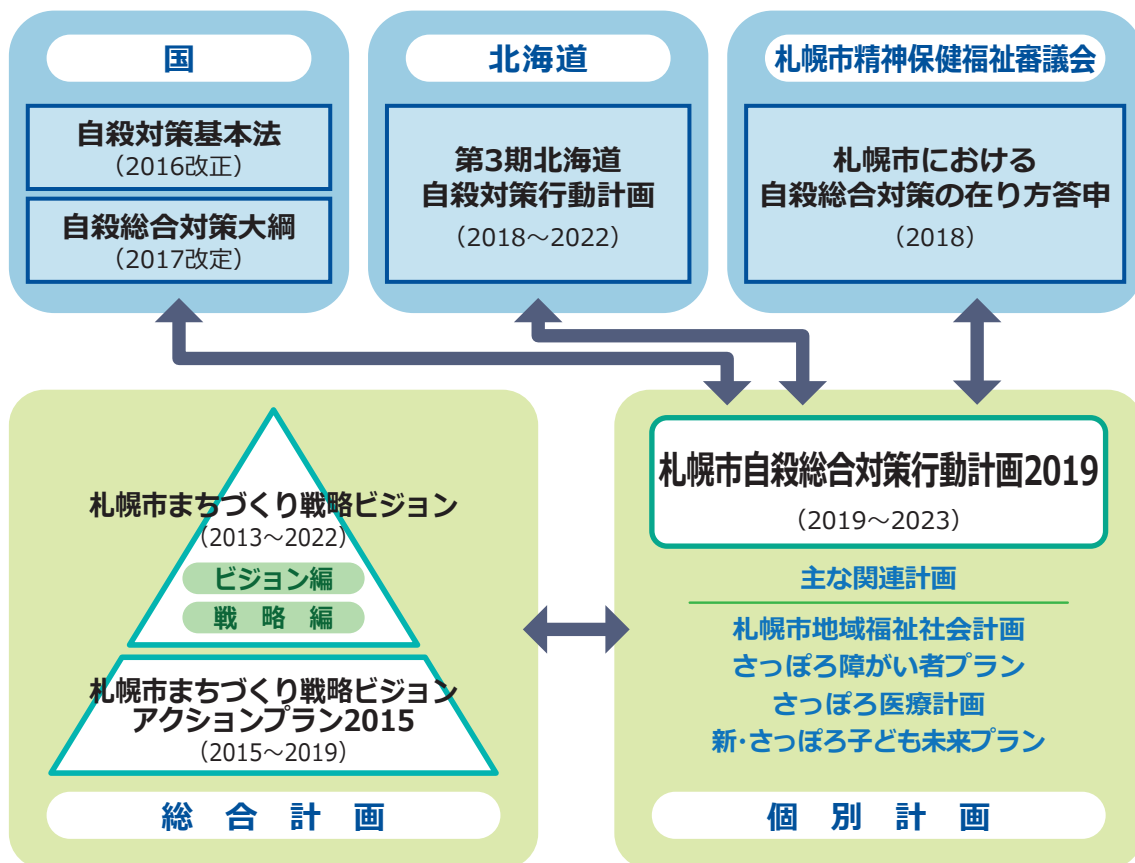
こうした背景を考慮して、2019年度(平成31年度)からの5か年計画となる「札幌市自殺総合対策行動計画2019」(以下「本計画」という。)を策定し、引き続き、自殺対策に係る取組を推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法及び大綱に基づき、第3期北海道自殺対策行動計画(2018年度～2022年度)との整合性を図った計画であり、札幌市の自殺対策を総合的かつ効果的に推進するために策定しました。

計画策定にあたっては、札幌市のまちづくりに関する総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン(2013年度～2022年度)」の趣旨に沿い、中期実施計画である「アクションプラン2015」、「札幌市地域福祉社会計画2018」、「さっぽろ障がい者プラン2018」及び「さっぽろ医療計画2018」等の個別計画との方向性や施策等との整合性を図っています。

また、2018年(平成30年)4月に札幌市精神保健福祉審議会から市長に手交された「札幌市における自殺総合対策の在り方」答申の内容を踏まえて策定しております。



3 計画期間

本計画の期間は、2019年度(平成31年度)から2023年度までの5年間とします。なお、基本法又は大綱が見直された場合等、必要に応じて見直しを行うこととします。